

弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度

住宅用太陽光発電システム設置に補助金を交付

▶対象者／次のいずれにも該当する方。

- 町内に住民登録をしている(または登録予定の方)。
- 自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む)に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する、またはシステム付き住宅を購入する方。
- 町税を滞納していない方。
- 町外事業者が工事を施工する場合は、町内事業者が建設工事または電気工事に携わること。

▶対象システム

- 住宅の屋根などへの設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ未使用のもの。
※システム付き住宅購入の場合の「未使用」…居住実績、連係実績共にない場合。
- 電力会社と電気需給契約を締結していること。

▶補助額

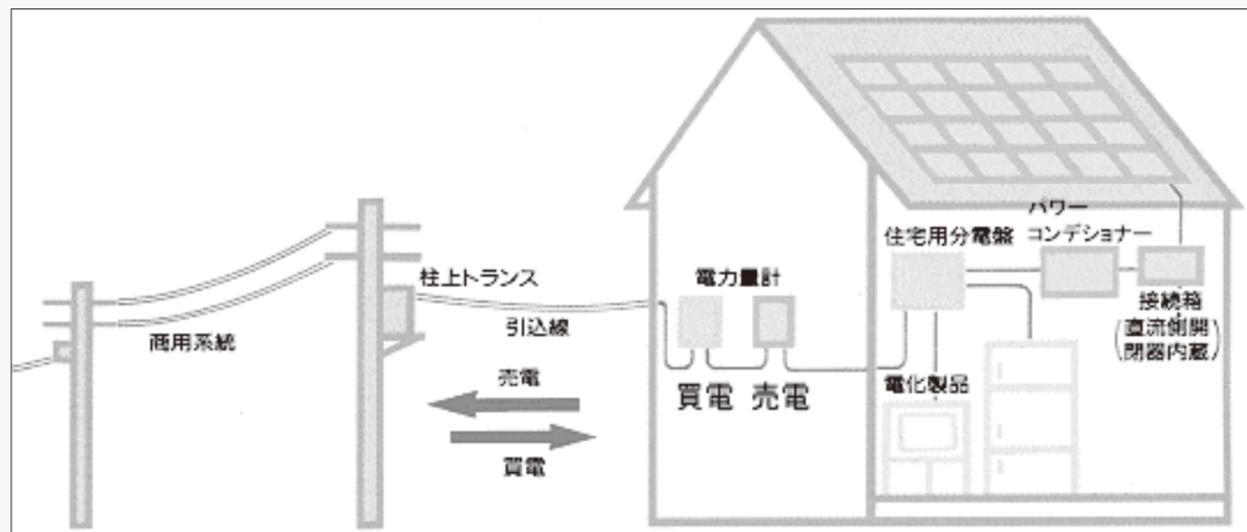
太陽電池の最大出力値(小数点以下2位未満四捨五入)に3万円を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)。ただし、最大5kWとします。

例)最大出力3.553kWの場合／3.55kW×30,000円=106,500円→(千円未満切り捨て)→106,000円

▶申し込み方法

- 4月7日(月)から受け付けを開始しています。(申請は予算の範囲内で随時受け付け、先着順に交付決定します)
- 補助金交付申請は必ず、設置工事の着手前、またはシステム付き住宅の取得前に行ってください。

ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



申し込み・問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通) ☎ 4 8 2 - 2 6 9 6

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

申請を受け付けます

4月に実施された消費税率の引き上げに伴う、低所得者の方への影響の緩和と、子育て世帯の家計の負担軽減、消費の下支えを図ることを目的に「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が交付されます。

▶支給要件

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
	平成26年1月1日時点で弟子屈町の住民基本台帳に登録されている方。	
対象者	平成26年度分町民税(均等割)が課税されない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。	平成26年1月分の児童手当の支給を受ける方(特例給付の支給を受ける方を含む)で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方。ただし、臨時福祉給付金の対象児童や生活保護制度の被保護者は対象外です。
支給額	支給対象者1人につき10,000円。 下記の年金や手当などの受給者には5,000円を加算。 ● 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当など。	対象児童1人につき10,000円

▶申請方法

- 申請先
 - ①郵送の場合／〒088-3292 弟子屈町役場 福祉こども課
 - ②持参の場合／役場福祉こども課か川湯支所へ提出してください。
- 受付期間／5月21日(水)～平成26年8月20日(水)(郵送の場合は8月20日消印有効)
- 提出書類／申請書
 - ※申請書は役場福祉こども課・川湯支所にあります。ご希望の場合は郵送しますので、ご連絡ください。
 - ※申請区分により、申請書の種類が異なります。不明の場合は、お問い合わせください。
 - ※申請内容により、添付書類が必要な場合があります。
 - ※申請書の記入方法などは、申請書と合わせてお渡しします。
- ▶その他
 - 各給付金は、申請書受理後、概ね1カ月程度でお支払いする予定です。
 - 平成26年1月2日以降に本町に転入してきた方は、1月1日時点の住民登録地が申請先となりますので、ご注意ください。
 - ※申請期間などは各市区町村により異なります。事前に申請先市区町村にご確認ください。
 - 受付期間を過ぎた場合は給付金を支給できませんので、必ず期間内に申請してください。

問い合わせ先／役場福祉こども課 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
厚生労働省専用ダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 3 7 - 1 9 2